

# 紀の川市合併20周年記念冠事業取扱要綱

令和7年2月20日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、紀の川市合併20周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、市若しくは市の機関が主催し、共催し、又は後援する事業及び市民、市民団体等が主催する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(1) 紀の川市合併20周年記念事業基本方針に合致する事業

(2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

(1) 法令又は公序良俗に反する、若しくはそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 主催者が、紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年紀の川市条例第11号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

(4) 営利を目的とするものと認められるとき。ただし、市の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。

(5) その他市長が適当でないとき。

(事業の申請)

第3条 冠事業として承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項のうち、利用を希望する事項その他の所要事項を紀の川市合併20周年記念冠事業承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に記入の上、事業内容説明書（様式第2号）を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 「紀の川市合併20周年記念」の冠称の使用

(2) 紀の川市合併20周年記念ロゴマークの使用

(3) 紀の川市合併20周年記念キャッチフレーズの使用

(4) 紀の川市ホームページ等の広報媒体による冠事業の周知

(5) 紀の川市合併20周年記念事業啓発のための物品等の貸与

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事業内容説明書を省略することができる。

(1) 前項第2号、第3号又は第5号に定める事項のうち、いずれかの事項を申請するとき。

(2) その他事業内容説明書が不要であると市長が特に認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、市若しくは市の機関が主催し、共催し、又は後援する冠事業については、この限りでない。

(事業の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、紀の川市合併20周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、市長が別に定めるガイドラインを遵守しなければならない。

(事業内容の変更等)

第5条 事業者は、承認された冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに紀の川市合併20周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。

(承認の取消し等)

第6条 市長は、事業者又は承認された冠事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) この告示に定める事項又は事業承認の際に付した条件に違反したとき。

(2) 申請書又は届出書の内容に虚偽があると認められたとき。

(3) その他冠事業の対象として不相当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、紀の川市合併20周年記念冠事業承認取消通知書（様式第5号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(事業経費)

第7条 冠事業の実施に要する経費は、事業者の負担とする。

(紛争の解決)

第8条 事業者は、第4条第3項各号に掲げる事項に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効期日)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効後においても、第6条第3項及び第8条の規定は、なおその効力を有する。